

平成23年度第2回おおいた子ども・子育て応援県民会議

日時：平成23年9月13日（火）14:00～16:00

場所：大分県土地改良会館 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 行政説明

- * 「新おおいた子ども・子育て応援プラン」進捗状況について
- * 「いつでも子育てほっとライン」相談事例について

(2) 意見交換

- ①子育て世代と地域社会とのつながりづくりについて
- ②発達障がい児（者）への効果的な支援の連携について
- ③幼稚園と保育所の連携について
- ④企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進について

3 閉 会

おおいた子ども・子育て応援県民会議設置要綱

(設置)

第1条 次代を担う子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援するための取組を定めた「大分県次世代育成支援行動計画（以下「県行動計画」という。）の着実な推進に向け、次世代育成支援対策を全県的な広がりの中で展開するため、おおいた子ども・子育て応援県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県行動計画に基づく施策の効果的な推進及び進行管理に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策の全県的な広がりのある取組の推進に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 県民会議は、40人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、県内の各種団体の役員、学識経験者、公募に応じた者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 県民会議に会長及び副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、すみやかに補欠の委員の補充を行うこととする。ただし、公募により選任された委員（以下「公募委員」という。）については、1年を超える任期を残して欠員が生じた場合に限り、補欠の委員の補充を行うこととする。
- 3 前項における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 県民会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 県民会議に、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会には部会長を置き、会長が指名する。

(事務局)

第7条 県民会議の事務局は、福祉保健部こども子育て支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 おおいた子ども育成県民会議設置要綱(平成13年6月5日制定)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年度おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿

(任期:平成23年6月30日～平成25年3月31日)

◎会長 ○副会長

氏名 ふりがな	団体・機関・所属名等
伊東 眞美 いとまみ	日本労働組合総連合会大分県連合会
○ 宇根谷 孝子 うねたに たかこ	立命館アジア太平洋大学
大塚 伸宏 おおつか のぶひろ	大分県経営者協会
大西 正久 おおにし まさひさ	公募委員
大村 由美子 おおむら ゆみこ	大分県PTA連合会
甲斐 千美 かいはる	大分県商工会連合会
釘宮 恭子 くぎみや きょうこ	大分県社会福祉協議会
河野 伸弘 こうの のぶひろ	大分県高等学校長協会
古賀 友美 こがともみ	公募委員
後藤 敦子 ごとう あつこ	大分県保育連合会
島田 瑞枝 しまだ みずえ	大分県小中学校長会協議会
出納 皓雄 すいとう あきお	大分県児童養護施設協議会
堤 洋子 つつみ ようこ	大分県民生委員児童委員協議会
土居 孝信 どい たかのぶ	大分県私立幼稚園連合会
外山 恵美子 とやま えみこ	大分県中小企業団体中央会
仲 あや なか あや	公募委員
橋本 順子 はしもと じゅんこ	社会保険労務士
姫野 るり子 ひめの るりこ	公募委員
藤本 保 ふじもと たもつ	大分県医師会
藤原 眞弓 ふじわら まゆみ	大分県商工会議所連合会
棕野 美智子 むくの みちこ	大分大学
◎ 山岸 治男 やまぎし はるお	大分大学
山下 莖三 やました けいぞう	大分市おやじネットワーク
米倉 ゆかり よねくら ゆかり	大分県臨床心理士会
渡部 さおり わたなべ さおり	大分合同新聞社

計25名(敬省略・50音順)

「新おおいた子ども・子育て応援プラン」 施策体系関連事業

【めざす姿】【基本目標】

子どもの笑顔をはぐくみ、未来を拓く大分県

子どもが心身ともに健やかに育つ社会の実現
安心して子どもを生み育てられる社会の実現

【基本施策】

- 第1章**
子どもの成長と子育てを
みんなで支える意識づくり
- 第2章**
地域における子育ての支援
- 第3章**
子育ても仕事しやすい
環境づくり
- 第4章**
きめ細かな対応が必要な
子どもと親への支援
- 第5章**
子どもが健やかに生まれ
育つ環境づくり
- 第6章**
子どもの生きる力をはぐくむ
教育の推進
- 第7章**
子どもにとって安心・安全な
まちづくり

【施策の方向】

- (1) 社会全体の意識づくり
- (2) 子どもの人権を尊重する意識づくり
- (3) 男女共同参画に関する意識づくり
- ★ (1) 子育て支援サービスの充実等
- ★ (2) 保育サービスの充実等
- ★ (3) 子育て支援者の育成
- ★ (4) 子育て支援サービスに関する情報提供の充実
- (5) 子育て支援のネットワークづくり
- (6) 地域ぐるみの交流活動の推進
- ★ (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- ★ (2) 男性の育児参加の促進
- ★ (3) 女性の就労支援
- (4) 若者の就労支援
- ★ (1) 児童虐待に対する取組の強化
- ★ (2) 社会的な養護の場の充実
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 障がい児への支援
- ★ (5) いじめ・不登校やひきこもりへの対応
- (6) 在住外国人の親と子どもへの支援
- (1) 子どもや母親の健康づくり
- (2) 思春期からの健康づくり
- ★ (3) 親になるための健康づくりへの支援
- (4) 不妊に悩む人への支援
- (5) 子どもの病気への支援
- (6) 食育の推進
- (1) 次代の親づくり
- (2) 子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (1) 子育てしやすい生活環境づくり
- (2) 安心して外出できる環境づくり
- (3) 子どもの安全を守るまちづくり
- (4) 子どもの非行を防ぐ環境づくり

★重点項目

【23年度主要関連事業(抜粋)】

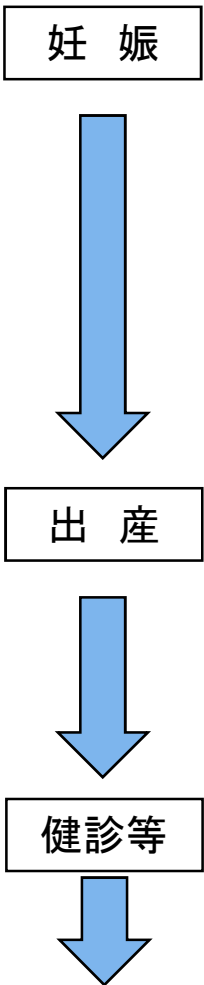
- 子育て応援社会づくり推進事業
- 人権啓発推進事業
- 男女共生おおいた推進事業
- ◎ 子育てハッピースタート推進事業
- 子育て電話相談センター事業
- 市町村児童環境づくり基盤整備事業
- 放課後子どもプラン推進事業
- 大分にこここ保育支援事業
- 子育て支援臨時特例対策事業
- 保育サービス充実事業
- 子育て支援企業ステップアップ事業
- 民間企業協働型子育て支援事業
- 子育て満足度向上推進事業
- ◎ 緊急雇用女性就業支援事業
- ◎ 緊急雇用新規学卒者・若年者就業支援事業
- ◎ 緊急雇用インターンシップ支援事業
- ◎ 子育て家庭訪問サポート事業
- 子ども家庭支援基盤強化事業
- 子どもの虐待防止ネットワーク強化事業
- ◎ 児童養護施設退所者等相談支援事業
- 里親委託推進事業
- 学習障がい児等支援体制整備事業
- 青少年自立支援センター運営事業
- いじめ・不登校対策事業
- ◎ 外国人児童向けハンドブック作成・配布
- ◎ 母子保健指導スキルアップ事業
- 妊婦健康診査支援事業
- 安全・安心学校保健事業
- 不妊治療費助成事業
- ◎ ヒブ・子宮頸がん等ワクチン接種支援事業
- 子ども医療費助成事業
- 食の安全・安心推進事業
- ◎ 産業人材育成推進事業
- ◎ 地域「協育力」向上支援事業
- 学校図書館活用推進事業
- 市町村学力向上戦略支援事業
- ◎ 県立図書館親子ふれあい推進事業
- 大分元気づき体力パワーアップ事業
- ◎ おおいたファミリー・アート・クラブ事業
- ◎ 県立美術館建設事業
- ◎ おおいた安心住まい改修支援事業
- 共生のまち整備事業
- 青少年健全育成対策事業費

◎特枠・新規 ○継続(一部新規含む)

子育てハッピースタート推進事業

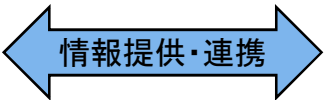
【現状・課題】 ①子どもとふれあう機会の減少、子育て知識の低下 ②コミュニケーション能力の低下 ③核家族化の進行による身近な支援者の不在 等の理由により、子育ての孤立感・不安感が増大
 特に、0～2歳児の約7割が在宅育児であり、慣れない育児と社会からの孤立により、育児不安が増大しやすいことから、在宅育児家庭（特に第1子の妊娠期・乳幼児期）への支援の強化が重要

【対応策】 これまで妊婦教室等を実施してきた母子保健分野と連携し、出産前から育児に関する知識・体験機会を提供することにより、育児への不安の軽減を図る。



- 母子健康手帳交付
 - ・母子保健（保健師）
 - ↑↓
 - ・子育て支援担当課
 - ・住民課

- 妊婦教室
- 母親（両親）学級
 - （市町村、産婦人科等）
 - ・出産のための情報提供が主体（知識・体験不足を補う内容が必要）
 - ・男性の子育て参画の視点が希薄（内容・開催方法の工夫が必要）



- 児童福祉と母子保健の連携
 - （乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診時等の情報提供）



☆ 生まれる前からの親支援

【妊娠期からの子育て支援とのつながりづくり】
 （地域子育て支援拠点、保育所等）

- ◎プレママ・プレパパスクール（13市町村）
 （実施内容）・赤ちゃんをむかえる心の準備
 ・ママを支える心構え（プレパパへのメッセージ）
 （その他）赤ちゃんとのふれあい体験等
- ◎おじいちゃん、おばあちゃんスクール
 （実施内容）・祖父母の役割、子育て今と昔（県下6ブロック）
- ◎子育て支援情報パンフレット
 - ・保健所圏域別子育て支援関係情報
 - ・プレパパへのメッセージ

☆ 生まれてからの親支援

【親の子育て力の向上、育児不安の軽減】

- ◎ママパパ子育て体験スクール
 保育所での相談・育児体験
 育児不安を持つ専業主婦等の保育体験
 （週1回午前・保育士による指導 計4回）
 子育て支援サービスを利用しやすい環境整備
 （6モデル市町：日田市・臼杵市・杵築市
 宇佐市・豊後大野市・日出町）

主任児童委員訪問促進事業 (子育て家庭訪問サポート事業)

目的

保育所、幼稚園、乳幼児健診等、公的な子育てサービス等を受けておらず、社会的に孤立している可能性のある子どもや家庭を対象に、主任児童委員等による訪問を実施し、地域資源と繋げるとともに、市町村児童福祉部門・母子保健部門及び主任児童委員の情報共有の促進と連携強化により、孤立化、虐待等の未然防止・早期発見を図る。

実施内容

- 訪問内容

社会的に孤立している可能性のある子育て家庭への訪問・家庭の状況把握、主任児童委員（児童委員）の存在や支援サービスの紹介、メッセージを届ける、地域との繋がりやきっかけづくり 等

- 訪問対象世帯

- ・平成23年4月2日現在で2才以上6才未満の子どもで、認可保育所、公立幼稚園に通わず、かつ1才6ヶ月健診等を受診していないなど子どもの状況を把握できていない世帯
- ・上記以外の児童であって、子どもの状況を把握しづらい状況にあるなど、市町村が必要と認める世帯

- 訪問調査員

各市町村の主任児童委員等

- 実施時期

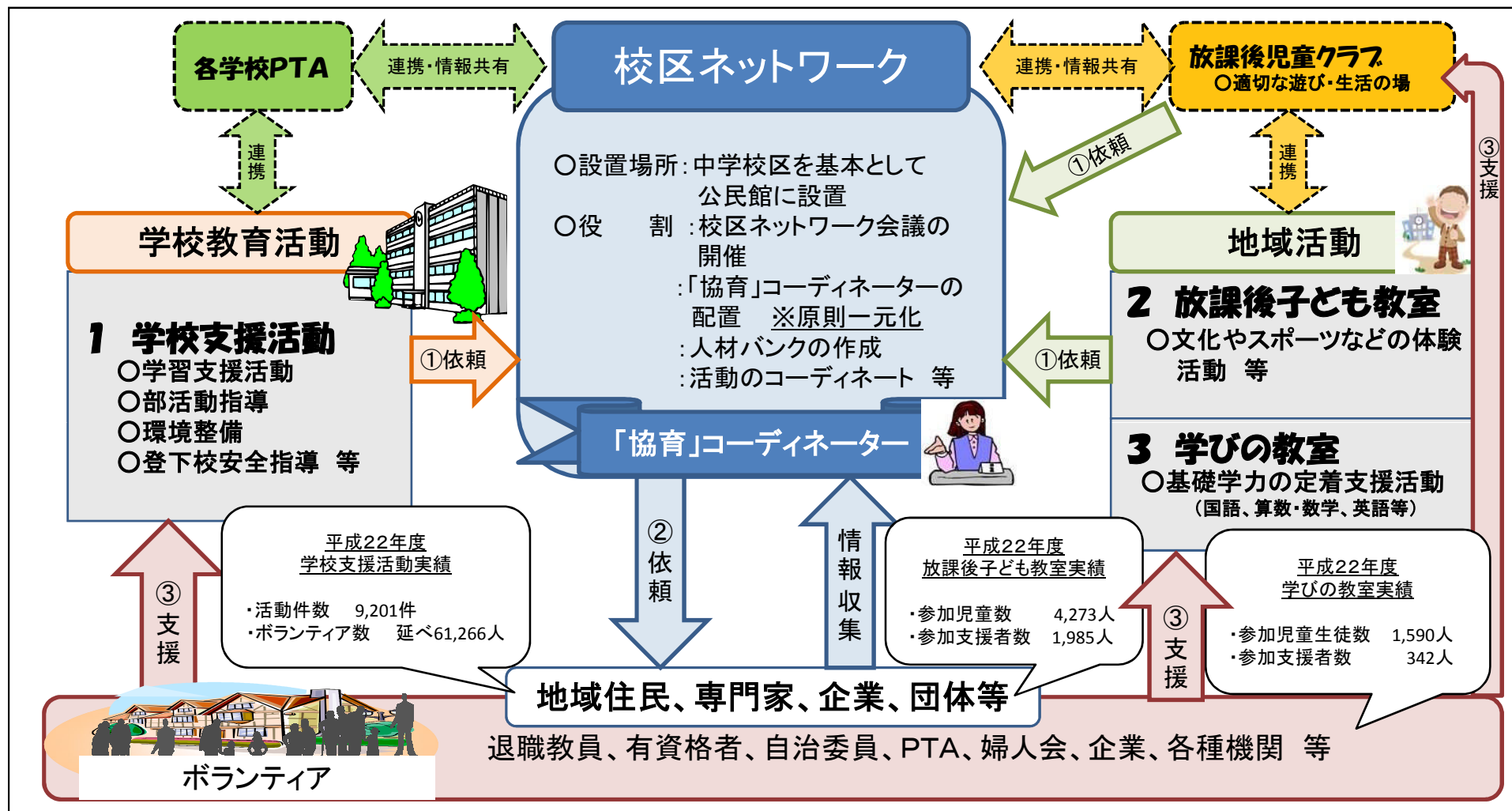
平成23年8月～（研修開始時期）

- 実施主体

市町村（対象の選出、訪問）及び県（研修、市町村支援）

平成23年度 地域「協育力」向上支援事業

～学校教育課程内、放課後・休日における総合的な子ども支援のための体制強化～



【期待される効果】

- コーディネーターの一元化による総合的な子ども支援の体制を構築
- 安全・安心な子どもの居場所づくり
- 大人社会の再構築と地域の教育力向上

- 学校教育活動の一層の充実
- 学習成果の還元と生きがいくくり
- 生涯学習社会の形成

「新おいた子ども・子育て応援プラン」 個別事業ごとの評価 (数値目標)

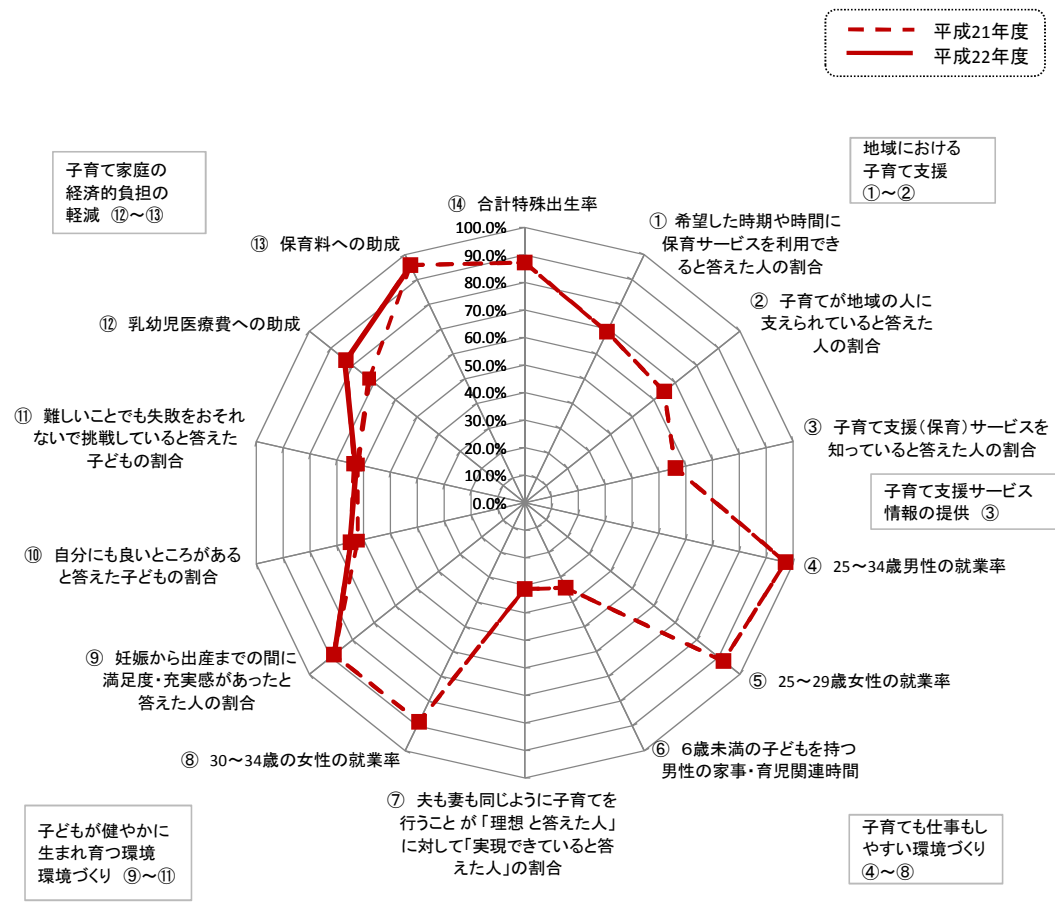
基本施策	施策の方向	No.	指 標	平成26年度 目標値	平成22年 3月末時点	平成23年 3月末時点	前年度 比 較	備 考	
1	意識づくり	(2) 子どもの人権を尊重する意識づくり	1	体験的参加型による人権学習を実施した学校の割合	100.0%	90.0%	95.0%	↗	
2	地域における子育ての支援	(1) 子育て支援サービスの充実等	2	地域子育て支援拠点	71か所	58か所	59か所	↗	
			3	「ファミリー・サポート・センター事業」実施市町村	12市町村	6市町	6市町	→	単独実施事業(4市町)を除く
			4	一時預かり実施保育所	135か所	133か所	123か所	↘	
			5	預かり保育を実施している幼稚園の割合	61.0%	56.2%	62.5%	↗	
			6	「ショートステイ事業」実施市町村	8市町	4市町	6市町	↗	
			7	「トワイライトステイ事業」実施市町村	5市町	3市町	4市町	↗	
			8	放課後児童クラブ	278か所 (264か所)	233か所	254か所	↗	平成22年度から大分市の複数設置クラブ(14クラブ)をカウント
			9	延長保育実施施設	189か所	182か所	183か所	↗	
	(2) 保育サービスの充実等	10	休日保育実施施設	20か所	18か所	17か所	↘		
		11	特定保育実施施設	37か所	6か所	8か所	↗		
		12	病児・病後児保育実施施設	22か所	10か所	12か所	↗		
		13	夜間保育実施施設	1か所	0か所	0か所	→		
		14	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数	70,000件	13,023件	13,266件	↗		
	(4) 子育て支援サービスに関する情報提供の充実	15	見守りなどの小地域ネットワーク組織が設置された自治会数	2,300団体	1,946団体	2,121団体	↗		
	3	くしりや育すても環境事も	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	16	育児休業制度の規定を設けている企業の割合	80.0%	68.3%	74.3%	↗
17				PTAに父親部がある小・中学校の割合	40.8%	38.7%	40.1%	↗	
18				「ジョブカフェおいた」における新規求職者就職率	45.0%	44.5%	49.3%	↗	
4	なき子めど細もかとな親対へ応のが支必要	(2) 社会的な養護の場の充実	19	里親委託率	19.0%	17.6%	22.7%	↗	
			20	「ファミリーホーム」か所数	6か所	2か所	9か所	↗	
			21	児童養護施設における「基幹的職員」数	14人	0人	12人	↗	
			22	「地域小規模児童養護施設」か所数	4か所	3か所	4か所	↗	
			23	「児童家庭支援センター」か所数	3か所	2か所	2か所	→	
			24	「自立援助ホーム」か所数	2か所	1か所	1か所	→	

基本施策	施策の方向	No.	指 標	平成26年度 目標値	平成22年 3月末時点	平成23年 3月末時点	前年度 比 較	備 考	
4	なき子めど細もかとな親対へ応のが支必要	(4) 誰かいい児への支援	25	「児童デイサービス事業所」か所数	24か所	16か所	19か所	↗	
			26	特別支援学校教諭免許状の保有率(小・中学校における特別支援学級担当教諭)	90.0%	25.4%	24.7%	↘	
		(5) いじめ・不登校やひきこもりへの対応	27	不登校児童生徒の割合(小学校)	0.25%	0.37%	0.42%	↘	
			28	不登校児童生徒の割合(中学校)	2.10%	2.91%	2.87%	↗	
5	育子つども境がづくりに生まれ	(1) 子どもや母親の健康づくり	29	「養育支援訪問事業」実施市町村	18市町村	12市町	12市町	→	
			30	10代の人工妊娠中絶件数(H20 297件)	低下	270件	269件	↗	
		(3) 親になるための健康づくりへの支援	31	妊娠しているとわかった時の女性の喫煙率(H17 19.0%)	低下	13.1%(H21年度)	—	—	
			32	3.4ヶ月児のいる父親の喫煙率	低下	48.4%(H17年度)	53.6%(H21年度)	↘	
		(6) 食育の推進	33	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(小5)	95.0%	94.8%	95.5%	↗	
			34	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(中2)	95.0%	92.3%	94.2%	↗	
6	は子ぐどもむの教生育きの推力進を	(2) 子どもの生きる力をはぐむ学校づくり	35	授業がわかると感じている児童生徒の割合(小5)	88.0%	85.6%	84.7%	↘	
			36	授業がわかると感じている児童生徒の割合(中2)	68.0%	63.6%	63.1%	↘	
			37	福祉施設一日訪問体験に参加した高校生の数	延4,200人	691人	649人	↘	
			38	幼稚園と小学校の連携体制を整備した市町村の割合	100.0%	55.6%(H20年度)	77.8%	↗	
7	づ安子くどり安も全にたまとまて	(1) 子育てしやすい生活環境づくり	39	子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	50.0%(H27年度)	40.3%(H20年度)	—	—	
			40	法指定通学路における歩道等整備率(市町村道を除く)	71.0%	65.8%	66.6%	↗	

総合的な評価指標

総合的な子育て満足度の主要な事項		指標	平成26年度 目標値	平成22年 3月末時点	平成23年 3月末時点	前年度 比較	現況値の出典
地域における子育て支援	(1) 子育て家庭が出産や子育てに楽しさや充実感を感じることができる	① 希望した時期や時間に保育サービスを利用できたと答えた人の割合(就学前児童を持つ親)	100.0%	68.9%	—	—	平成21年8月次世代育成支援に関するニーズ調査(市町村調べ)
		② 子育てが地域の人に支えられていると答えた人の割合(就学前児童・小学生を持つ親)	100.0%	64.8%	—	—	
	(2) 子育て支援サービス情報の提供	③ 子育て支援(保育)サービスを知っていると答えた人の割合(就学前児童を持つ親)	100.0%	56.2%	—	—	
子育てでも仕事もしやすい環境づくり	(3) 子育て世代が安定した生活を送ることができる	④ 25~34歳男性の就業率	94.0%	91.4%	—	—	平成19年就業構造基本調査
		⑤ 25~29歳女性の就業率	78.4%	72.4%	—	—	
	(4) 夫婦がともに、家事や育児に関わることができる	⑥ 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	1時間45分	H18年36分	—	—	平成18年社会生活基本調査
		⑦ 夫も妻も同じように子育てを行うことが「理想と答えた人」に対して、「実現できていると答えた人」の割合(就学前児童・小学生を持つ親)	100.0%	31.4%	—	—	平成21年8月次世代育成支援に関するニーズ調査(市町村調べ)
	(5) 女性が子育てしながら働き続けられる	⑧ 30~34歳女性の就業率	72.4%	64.0%	—	—	平成19年就業構造基本調査
生まれ育つ健やかな環境づくり	(6) 子どもが心身ともに健やかに育つことができる	⑨ 妊娠から出産までの間に満足度・充実感があったと答えた人の割合(就学前児童・小学生を持つ親)	100.0%	88.6%	—	—	平成21年8月次世代育成支援に関するニーズ調査(市町村調べ)
		⑩ 自分にも良いところがあると答えた子どもの割合(中学3年生)	100.0%	62.2%	64.8%	↗	全国学力・学習状況調査
		⑪ 難しいことでも失敗をおそれないで挑戦していると答えた子どもの割合(中学3年生)	100.0%	62.2%	63.5%	↗	全国学力・学習状況調査
子育て負担の軽減	(7) 経済的負担が軽減される	⑫ 乳幼児等の医療費への助成	全国トップレベル	全国 14位	全国 9位	↗	大分県健康対策課調べ
		⑬ 保育料への助成	全国トップレベル	全国 3位	—	—	大分県子ども子育て支援課調べ
(8) 少子化の進行が抑制される	⑭ 合計特殊出生率	全国トップレベル	全国 7位	—	—	人口動態統計	

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート



就労中の母親からの相談事例(平成22年度)

相談種別	主な相談内容
育児・しつけ相談	夫の協力もなく、育児に疲れた。
	子どもがいつも抱っこをせがむ。どうしたらよいか。
	子どもが親に気を遣っているのではないか。
	マイペースで、周りの言うことを聞かない。どうすればよいか。
	父が単身赴任中、一人で子どもを見ることへのイライラ感が強い。
	言葉遣いが荒くなり、生活もルーズになった。どうすればよいか。
	母が就労しているので、子どもが我慢しているのではないかと不安になる。
	イライラして子どもにつらく当たってしまう。子どもの記憶に残らないか心配。
	子育てがきついと思っしまい、アルコールに依存してしまっている。
	兄弟げんかが激しい。母の言うことを聞かない。
	子どもに母のストレスをぶつけてしまう。
	父が単身赴任となるが、子どもと二人の生活が不安。
	子どもが言うことを聞かず、甘えてばかりでイライラする。
	子どもの食べるのが遅いのにイライラする。
	子どもの赤ちゃん返りにどう対応すればよいか。 子どもの「かんしゃく」を落ち着かせる方法を知りたい。
仕事との両立	保育所に入所できない。どうすればよいか。
	子どもが保育所を嫌がるようになった。どうすればよいか。
	保育所の保育士から「母の愛情が足りない」と言われた。
	家事、育児、仕事の全てに疲れてしまった。誰も分かってくれない。
	子どもがインフルエンザに罹った。職場からは病児保育を利用するよう言われた。
	仕事のストレスが大きく、辞めたい。育児にもストレスを感じる。
	日曜休日に子どもを預かってくれる保育所はないか。
	子育てや仕事、趣味の両立ができず空回りしてしまう。
	保育所に休日保育をお願いしたら断られた。
	母子家庭の母が土日にも働こうと考えているが、子どものことを考えると不安。
	現在妊娠中、今月で退職するが産前までの生活に経済的な不安を感じる。
	経済的に苦しいので、生活を立て直すまで子どもを預けたい。
	仕事に忙しく、あまり子どもと過ごせなかったことで、子どもに悪い影響が出ないか心配。
	介護や家事、育児がつかなく、家から逃げ出したい。 職場復帰を考えているが、ミルクを飲んでくれない。
その他	不登校の我が子のことを思うと夜も眠れない。
	発達障がい傾向のある夫と離婚したい。(夫への不満)
	子どもがイジメられているかもしれない。
	子どもに「あっちに行け」と言ってしまった。
	自分自身の生き方や育児の方法に疑問を感じる。
	保育士から「目が合わない」と言われた。発達障害ではないか。

父親からの相談事例(平成22年度 188件／2506件))

相談種別	主な相談内容
育児・しつけ相談	乳児が1時間おきに起きるので、母のストレスが溜まっている。
	母が食事のことで子どもと衝突し、母の負担感が大きいようだ。
	妻の出産時に家族も一緒に泊まれる産科は無いかな。
	子ども(7歳)が友人からオモチャを盗られた。
	子どもが保育園で年上の子から乱暴なこと(殴る、蹴る)をされた。
	子どもの学童保育の迎えに行ってくれるところはないかな。
	小学生の子が夏休みに入ってゲームに夢中で、外に出ず習い事も嫌がるようになった。
	中学生の娘の帰りが遅い。
	万引きや喫煙をする子に指導しても治まらない。施設に入れたほうがよいか。
	娘が外泊を繰り返すなど、生活が荒れている。
	子どもの盗癖が治らない。
保健相談	排便の失敗について(年長児)
	子ども(乳児)が3日間ほど便が出ない。
	乳児は何℃までが平熱かな。
	下痢や嘔吐をしているがどうすればよいか。
	まぶたにブツブツができた。小児科と皮膚科のどちらに行くべきかな。
障がい相談	人と関わるのが苦手な子を何とかしたい。
	多動症と言われているが、検査できる機関を教えて欲しい。
	被虐待児のケアやその子への関わり方を教えてくれるところはないかな。
	親がいちいち指示しないと動かない子は知的障がいがあるのだろうか。
	子どもの行動で気になることがあるので相談に行きたい。
	妻に疾患があるため、夏休みの養育が不安 妻が療養中に子どもを預かって欲しい。
学校関係	中学受験に失敗した子が学校に行けなくなった。
	不登校の娘が不安定、手がつけられない。
	高校入試に不合格で仕事もない、どうすればよいか。
	私立高校の就学支援金について教えて欲しい。
	子どもが部屋に閉じこもりがちでバイトも不採用、将来が不安である。
	不登校や進学、就職に関することはどこに相談すればよいか。
その他	不仲の妻に話しかけても投げやりな言葉しか返らない。子どもに影響はないかな。
	言葉の荒い妻に愛情が湧かない。
	生活力が無いため、子どもの前で妻から馬鹿にされている。子どもにどう接したらよいか。
	生活を立て直すまで子どもを預かって欲しい。
	中学生の娘から避けられるようになった。どうすればよいか。

①子育て世代と地域社会とのつながりづくりについて

(前回県民会議御意見)

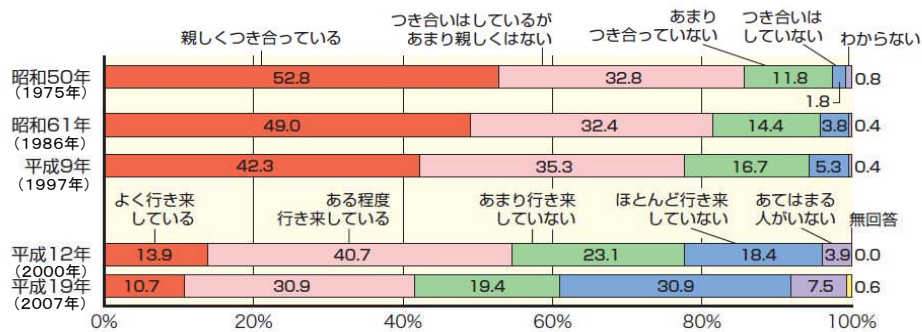
- 大震災をきっかけに、子育て中の親も地域との関わりの必要性を感じ始めている。この機会に様々な施策をすすめるべき。
- 子どもがなんとなく集まって安全に遊べる場所が少ない。エネルギーがたまっているのにゲームをしているのは心配。
- 専業主婦だけでなく、働いている女性も、地域での子育て支援を必要としている。土日に子育てサロン等を開くなど、地域と子育て世代との接触を増やす取組が必要。
- 高齢出産等により、20代から40代まで母親の年齢がばらばら。同世代の母親同士の交流、友達づくりの場の提供が必要。
- 小さい子どもがいると家をなかなか離れることができない。こちらから出向いて、家から近いところで「身近だけれど知らない人」に相談できると良い。
- 支援を必要としている人をどのように見つけていくかが課題。

「地域とのつながり」

近隣関係は希薄になっている

近所付き合いの程度を聞いたところ、「親しくつき合っている」が75年には52.8%と半数を超えていたが、97年には42.3%になっている。また別の調査で隣近所の人とどれくらい行き来しているか聞いた結果、「よく行き来している」、「ある程度行き来している」が2000年には54.6%、2007年には41.6%となっており、二つの調査は単純に比較できないが、全体としては、近隣関係が希薄化していることを示しています。

近所付き合いの程度の推移

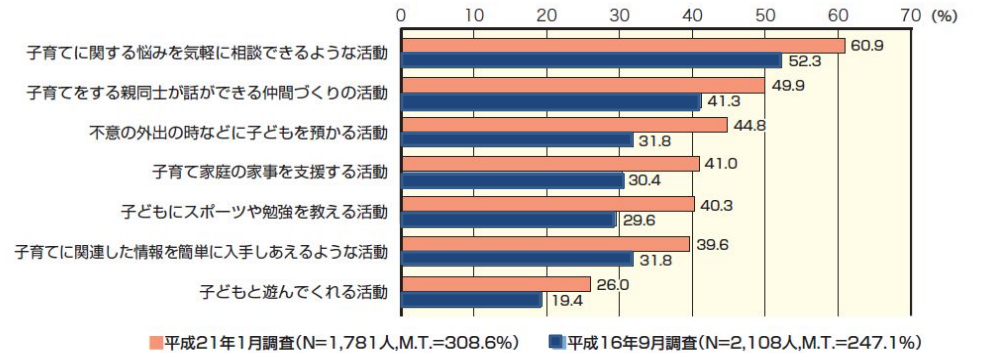


内閣府「社会意識に関する世論調査」(1975、86、97年)により作成及び「国民生活選好度調査」(2000、2007年)により特別集計

地域全体で子育て支援をしていく必要性

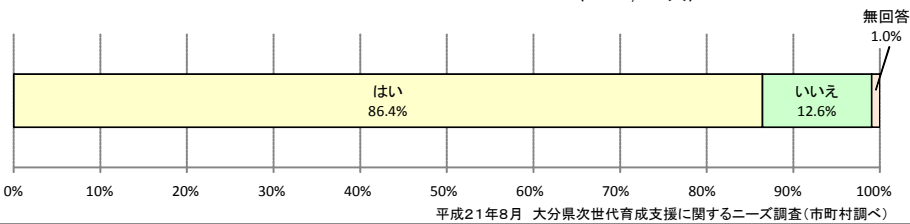
子育てを社会全体で支援するため、子を持つ親にとってあればいいと思う地域活動について聞いたところ、全ての項目について前回調査を大きく上回り、地域全体で子育てを支援していく必要性を感じている者が増加していることを示しています。

子どもを持つ親にとってあればいいと思う地域活動 (複数回答)

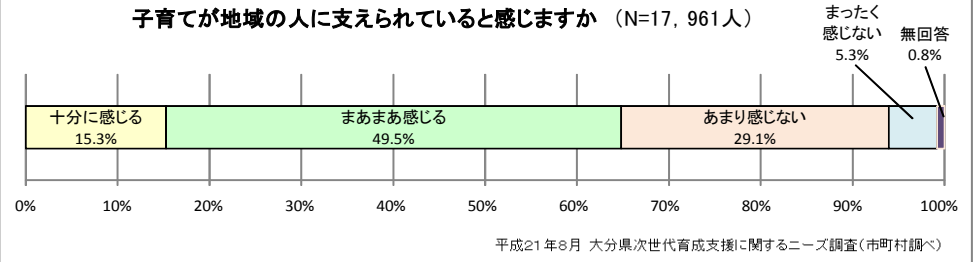


内閣府「少子化対策に関する特別世論調査」(2004、2009)より

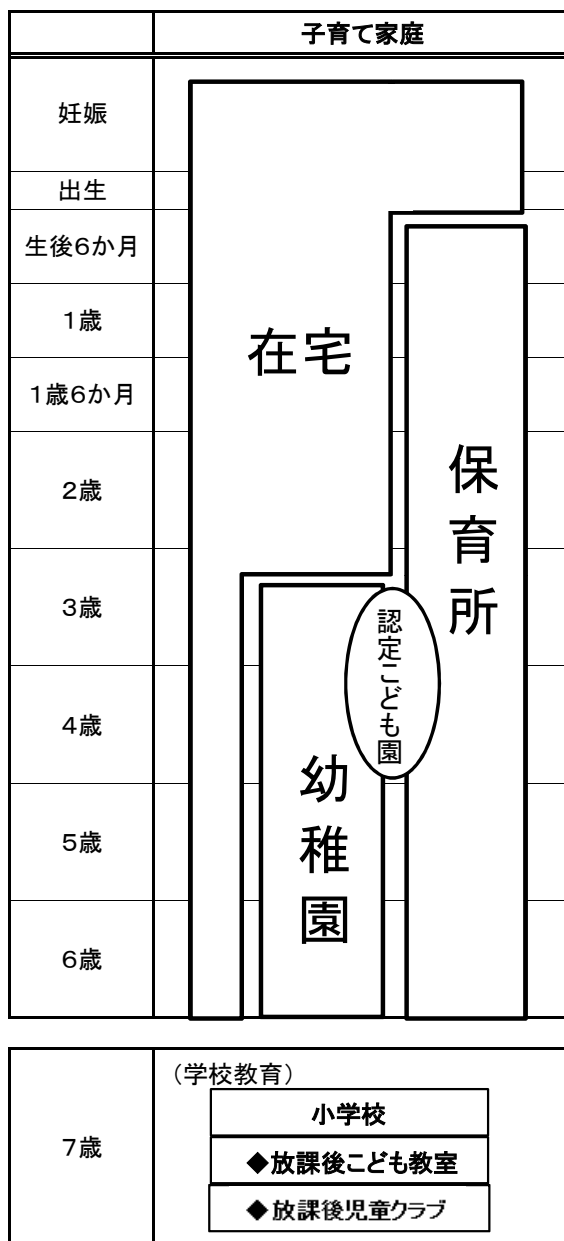
子育てについて気軽に相談できる近所の人や友人がいますか (N=14,818人)



子育てが地域の人に支えられていると感じますか (N=17,961人)



子育て家庭を対象とする子育て支援サービス(イメージ)



主な子育て支援サービス

事業名		内容
親や子 集う場	地域子育て支援拠点事業	保育所・公共施設等において、地域における子育て親子の交流や、子育てに不安や悩みなどを持っている親子に対する相談等を実施。
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集团的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭の相談等。
預かり	一時預かり事業(一時保育)	保育所において、保護者の疾病、育児に伴う心理的・肉体的負担軽減等のための一時的な保育サービスを提供
	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難になった場合等に、児童擁護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。
	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難になった場合等に、児童擁護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。
援助 相互	ファミリーサポートセンター事業	地域において、子どもの預かりなどの援助を希望する人と、当該援助を行うことを希望する人からなる相互援助の会員組織。保育施設の終了後や学校の放課後、保護者の急用・冠婚葬祭の際などの際の子どもの預かりを実施
訪問 支援	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。
	養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業)	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。

その他地域における主な子育て支援資源

- ◆主任児童委員
地域見守り活動
- ◆子育てサロン
社協等が実施
- ◆子育て支援NPO
愛育班、母親クラブ、
その他NPO
- ◆老人クラブ等
見守り・交流活動
- ◆公民館等
社会教育、家庭教育支援

課題

- ・3歳未満児の約7~8割は家庭で子育て
 - ・核家族化、地域のつながりの希薄化
 - ・男性の子育てへの関わりが少ない
 - ・児童数の減少
- ↓
- ・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
 - ・子どもの多様な大人、子どもとの関わりの減

市町村における子育て資源

(H23.3.31現在)

市町村	地域子育て支援拠点		児童館	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	ファミリー・サポート・センター	子育てサロン (社会福祉協議会)	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	母親クラブ	愛育班	老人クラブ
		土曜日開所											
大分市	12	10	3	9	○	○	○	25	○	○	2		383
別府市	5	4	4	3	○		○		○	○	3		113
中津市	4	1	5	9	○	○			○	○	9		202
日田市	3	2	4	8			○	15	○		2	12	129
佐伯市	6	2	5	18				21	○	○	14		125
臼杵市	4	0	1	6					○		4		72
津久見市	1	0	1	1					○	○	1		53
竹田市	1	0	1	4			○		○	○	5	387	86
豊後高田市	1	1	2	6	○	○	○		○	○	1	74	88
杵築市	3	1	1	3				25	○	○	2	41	82
宇佐市	3	1	1	22			△	3	○	○	2	375	128
豊後大野市	5	0	5	7			△	6	○	○	11	63	134
由布市	3	0	2	8	○		△	1			6		92
国東市	3	0	4	8							2	78	130
姫島村	1	0	0	1							1		6
日出町	3	2	2	5					○	○	3		60
九重町	0	0	1	4					○		1		21
玖珠町	1	0	1	1	○	○	○		○	○	1		29
計	59か所	24か所	43か所	123か所	6市町	4市町	6市町 (△市単独事業)	96か所	15市町	12市町	70クラブ	1,030人	1933か所

② 発達障がい児（者）への効果的な支援の連携について

（前回県民会議御意見）

- ニートや就労できない方の中には発達障がいを持つ人が多い。障がいを早い段階からサポートする、一貫したセーフティネットワークが必要。
- 発達障がいの子どもを持つ親としてワンストップの必要性を痛感している。
- スクールカウンセラーの相談で追い詰められるようなことを言われたと聞く。行政や学校と相談者との間に先輩母親のような橋渡し役の存在が必要。
- 発達障がい等の早期発見・早期対応のためにも、5歳児健診をもっと拡充すべき。

発達障がい児(者)への効果的な支援の連携について

【発達障がい者支援の現状と対策】

1 全てのライフステージにおける共通のニーズ

支援ニーズ・現状と課題	支援体制整備の方針(H20年3月策定)	実績(H22年度)	今後の施策等(案)
<p>(1) 発達障がいに関する知識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的な理解が不足しているため、本人の性格や親のしつけのせいであるといった誤った理解が根強い。 誤った情報が広まりやすい面もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 正しい知識の普及のためのパンフレットの作成・配布 教職員や保健師、保育士等を対象とした研修会の推進 県のホームページなどを通じての積極的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットの作成・配布 一般向け研修の実施(12回・292人) 県ホームページでの情報提供 グランドモデル地域における特別支援教育に関するフォーラムの実施 小・中学校等へ研修啓発CD配布 	<ul style="list-style-type: none"> 一般向け広報(パンフレット・研修等)の拡充
<p>(2) 発達障がいに関する専門家の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門性の向上のための研修の機会が少なく、また、専門家の派遣の要請に応えられる人材が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門研修の実施等による人材の養成と研修修了者を活用できる体制づくりの推進 様々な機関、職種への専門性向上のための研修の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者支援専門員の養成(22年度末現在79人) 教職員・保育士等への専門研修の実施(83件・2363人) 小・中学校特別支援教育コーディネーター専門研修の実施(8回) 特別支援学校コーディネーター連絡協議会の実施(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者に対する専門研修の実施 教職員・保育士等への専門研修の拡充
<p>(3) 関係機関の連携体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉、保健、医療、教育、労働等の各機関の情報交換、情報の共有、個別のケース検討といった連携が十分ではない。 保育所、幼稚園等では、発達障がい児への対応に苦慮しており、専門機関からの支援を望む声強い。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会等の地域のネットワークを活用した連携体制の構築 各圏域における連絡調整会議や事例研究会の開催 個別支援計画の作成の普及推進と関係機関の連携強化 発達障がい者支援センター等の専門機関からの助言や技術的な支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援ファイルの作成 連絡調整会議の開催(32回・401団体参加) 機関コンサルテーション(33か所) 発達障がい者支援専門員を地域の個別支援会議や事例検討会へ派遣(192回) 障がい者就業・生活支援センター職場実習事業による特別支援学校生徒の受入 県・市町村特別支援連携協議会の実施 グランドモデル地域内における連携体制の検討(相談支援ファイルの作成・活用) 特別支援学校7校で年3回、専門家チームによる相談会の実施(118件) グランドモデル地域における専門家の小・中学校等への派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 就学前までの発達相談における教育委員会との連携 市町村等への専門支援の充実 グランドモデル地域の拡充による相談支援ファイルの作成・活用

2 各ライフステージごとの固有のニーズ

支援ニーズ・現状と課題	支援体制整備の方針	実績(H22年度実績)	今後の施策等(案)
<p>(4) 早期発見・早期療育等の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1歳6か月児健診、3歳児健診では、この時点で顕在化していない発達障がい等は発見が困難な場合がある。 現状では早期発見が難しく、小学校入学後に種々の問題を指摘されるケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種健診で発達障がいを見逃さないよう医師・保健師等に対する研修の推進 幼児の障がいに早期に気づくよう保育士、幼稚園教諭等を対象とした研修の推進 地域で中心的な役割を担う医療機関の整備に向けての取組 関係機関からのアドバイスや定期的な訪問、情報提供等による家族支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士等を対象とした研修の実施(21回・564人) 乳幼児健診に臨床心理士等を派遣(2町) 障がい児巡回教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの心の診療拠点病院の設置 3歳～6歳未満児健診における発達相談の充実 家族支援のためのピアカウンセリング
<p>(5) 教育的支援・発達支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校入学に際して、就学前の情報伝達が十分でなく、小学校で継続した支援がなされていない。 教員の発達障がいについての知識や理解が不十分で、発達障がいのある児童生徒を把握できていない。 放課後や学校の長期休業中における発達支援のニーズが高いが、社会資源が十分整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の情報を次のライフステージにつなげる仕組みづくりの検討 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上 教職員への研修等を通じて特別支援教育への理解の推進 小・中学校等への巡回相談や専門家チーム相談会の実施 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成 放課後や学校の長期休業中の発達支援に関する既存の社会資源の専門性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者支援専門員を地域の個別支援会議や事例検討会へ派遣(192回のうち教育関係63回) 専門研修の実施(83回のうち教育関係13回) 発達障がい者支援専門員の養成(79人のうち教育関係者29人) 特別支援学校巡回相談員の小・中学校等への派遣(1,464件) 特別支援教育支援員の配置(各市町村)(幼16人、小・中313人) 小・中学校、高等学校新任特別支援教育コーディネーター研修の実施(4回) LD・ADHD・自閉症教育研修の実施(1回) 特別支援学級等新任教員研修の実施(1回) 特別支援学級等担当教員研修の実施(1回) 特別支援学校教員の指導力向上(校内研修、授業研究会) 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校への発達障がい者支援専門員等の派遣促進 県立高等学校への特別支援教育支援員の配置 LD・ADHD等通級指導教室担当教員研修の実施 特別支援学級担当教員研修の充実
<p>(6) 就労支援・生活支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場での理解が不足しているため、就労する能力があるにもかかわらず、就労継続が困難となっている場合がある。 安心して生活できるための必要な地域資源が少ない。 発達障がい者は、コミュニケーションに困難を伴う場合が多く、差別や権利の侵害を受けやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業主に対する理解の促進等による就労機会の拡大 グループホームやケアホームなどの生活の場の整備の推進 相談支援事業者、障害福祉サービス事業所等の既存の社会資源の専門性の向上 民生委員やボランティア団体などに対する理解の促進 差別や虐待防止、権利擁護のための啓発活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者就業・生活支援センターの増設 知的障がい者・精神障がい者県庁職場実習・雇用の実施 施設外就労・施設外支援による一般就労促進 職場実習設備等の整備 産業現場等における実習の実施 職場見学・職場体験学習の実施 進路指導連絡協議会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 就学時からの就労体験実施 職域開拓員・就労移行コーディネーターの配置 特別支援学校への職業コースの導入 特別支援学校への就労支援アドバイザーの配置

③幼稚園と保育所の連携について

(前回県民会議御意見)

- 幼稚園、保育所を別々に考えるのではなく、地域の資源として、質の高い保育、幼児教育が保証されるよう、うまく活用すべき。
- 延長保育や休日保育など、幼稚園では使いにくい事業が多い。使いやすくなるように緩和してもらいたい。
- 待機児童の解消や病児保育など保育サービスの充実が必要。
- 仕事を一旦やめると保育所に預けるハードルが高くなる。4月が入所しやすいため、保育所にあわせて休みを切り上げる人がいる実態がある。望む人がいつでも保育所に入ることができるようになると良い。
- 保育士が休みが取りにくく、余裕がないように感じる。

保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設の比較

	保育所	幼稚園	認定こども園	認可外保育施設
所管	厚生労働省	文部科学省	両省共管	厚生労働省
認可権	知事	知事	知事	—
役割	「日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育すること」	「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」	幼稚園機能と保育園機能 地域の子育て支援	(認可保育所以外の保育を行う施設)
根拠法等	児童福祉法 保育所保育指針 児童福祉施設最低基準	学校教育法 幼稚園教育要領 幼稚園設置基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 大分県認定こども園の認定基準を定める条例	児童福祉法 認可外保育施設指導監督基準
対象児	0歳～就学前 保育に欠ける(親が共働きなどで育てられない)子	3歳～就学前	0歳～就学前のすべての子(親の就労の有無は問わない)	0歳～就学前が主 (就学後もあり)
1日の保育・教育時間	原則8時間 (春夏冬休みなし)	標準4時間(年間39週以上、春夏冬休みあり)	4時間利用にも8時間利用にも対応	保育所と同様
職員配置	0歳児 → 児童3 : 職員1 1・2歳児 → 6 : 1 3歳児 → 20 : 1 4・5歳児 → 30 : 1	1学級35人以下	0～2歳児は保育所と同様 3～5歳児の長時間利用児は保育所と同様 短時間利用児は幼稚園と同様	保育所と同様
職員の資格	保育士	幼稚園教諭	0～2歳児は保育士資格 3～5歳児は両資格併有が望ましい(他方の資格のみを有する者を排除しない)	1/3以上が保育士又は看護師
施設基準	保育室、遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所 ※屋外遊戯場は保育所の付近にある場合でも可 ※調理室設置義務あり	運動場、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料水用設備等 ※運動場は幼稚園と同一敷地内・隣接	0～2歳児は保育所と同様 3～5歳児は保育所基準・幼稚園基準の双方を満たすことが原則	保育室、調理室、便所
入所	市町村と契約	設置者と保護者との直接契約	設置者と保護者との直接契約	設置者と保護者との直接契約
施設・利用者数(県内)	公立 77施設 4, 121人 私立 202施設 16, 765人 (H23.4.1 現在)	公立 134施設 3, 733人 私立 66施設 8, 458人 (H23.5.1 現在)	公立 3施設 174人 私立 7施設 1, 174人 (H23.3.31 現在) ※なお、H23.4.1 から私立9施設が開設	公立 — 私立 133施設 3, 624人 (H23.5.1 現在)

子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援（子ども手当、地域子育て支援など）
 - 幼保一体化（こども園（仮称）の創設など）
 - ・ 給付システムの一体化（こども園（仮称）の創設）
 - ・ 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）
- ↑
- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
 - ・ 保育の量的拡大
 - ・ 家庭での養育支援の充実
- を達成

■新たな一元的システムの構築（基本制度案要綱に示された新システムのイメージ）

- **基礎自治体（市町村）が実施主体**
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

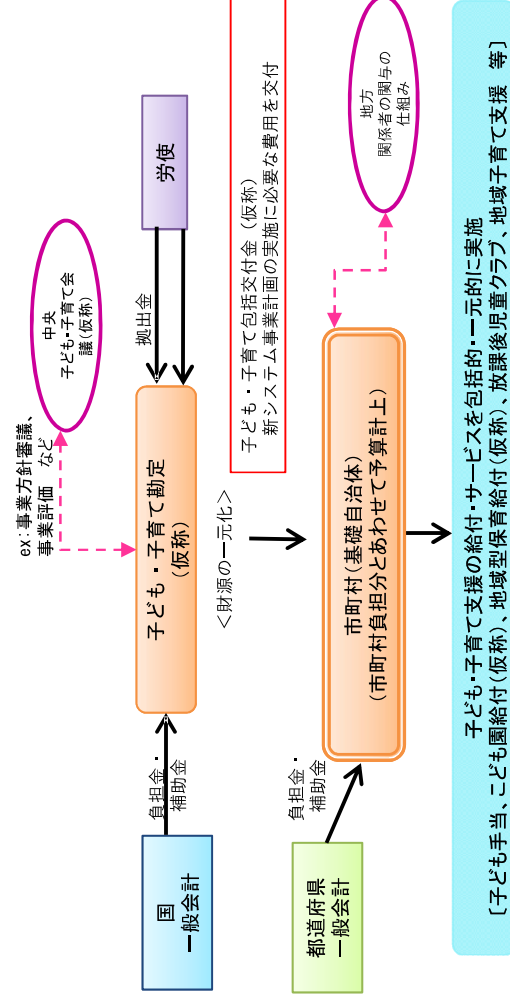
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

○子ども・子育て会議（仮称）の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



※ 基本制度案要綱に示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、今後、更に検討。

幼保一体化の具体的な仕組みについて

＜具体的な仕組み＞

○ 給付システムの一体化 ～子ども・子育て新システムの創設～

- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備
～市町村新システム事業計画(仮称)の策定～
市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。

・ 多様な保育事業の量的拡大

～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

・ 給付の一体化及び強化

～こども園給付(仮称)の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ 施設の一体化

～総合施設(仮称)の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。

※「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とした保育を言う。以下同じ。

＜効果＞

質の高い学校教育・保育の一体的提供

- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合施設(仮称)等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- ・ 配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

- ・ 幼稚園から総合施設(仮称)への移行により、保育が量的に拡大。
- ・ 客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

- ・ 幼稚園・保育所から総合施設(仮称)への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

＜すべての子どもの

健やかな育ちが実現＞

＜結婚・出産・子育ての

希望がかなう社会が実現＞

※「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

(出典：内閣府「子ども・子育て新システム検討会議」資料)

④企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進について

(前回県民会議御意見)

- 厳しい経済状況の中、WLBの取組は難しい状況がある。また、休みをとりづらい雰囲気も依然として多い。
- 職場のメンタルヘルス事業で、仕事と家事、育児の両立の相談を受けることが多くなった。職場へのカウンセラー派遣がもっと増えると良い。
- 子育てをライフワークとして楽しむようになると良い。低年齢から子育てに関わることが大切
- 女性が企業に雇われるのではなく、自ら起業して、仕事も子育ても充実させようと創業の相談を受けるケースがある。そういった女性起業家の支援ができれば良いと思う。
- 大学では授業参観のための有給休暇を設けている。
- WLBの推進はなかなか難しいが、環境づくりのため労使ともに知恵を出す必要がある。

育児休業制度

① 育児休業対象者の出産後の状況（最近1年間）

最近1年間の育児休業対象者のうち、「育休を取得した者」は女性が91.6%、男性が0.7%となっている。「出産を機に退職した者」は女性が5.0%となっている。（表1参照）

表1 育児休業対象者の出産後の状況

単位:人(%)

	女				男			
	育児休業対象者	育休を取得した者	育休を取得した者	出産を機に退職した者	育児休業対象者	育休を取得した者	育休を取得した者	出産を機に退職した者
H22調査計	677 (100.0)	620 (91.6)	23 (3.4)	34 (5.0)	1120 (100.0)	8 (0.7)	1112 (99.3)	0 (0.0)
H21調査計	651 (100.0)	573 (88.0)	26 (4.0)	52 (8.0)	756 (100.0)	2 (0.3)	754 (99.7)	0 (0.0)

(注) 育児休業対象者（男）は配偶者が出産した労働者

② 育児休業制度の利用期間と利用者数

女性の育児休業の利用期間は「6か月以上1年未満」が63.9%と最も高く、次いで「1年以上1年半未満」23.9%、「6か月未満」7.4%となっており、利用期間は1年半未満が全体の95.2%を占めている。（表2参照）

表2 育児休業制度の利用期間と利用者数

単位:人(%)

	女							男						
	利用者数	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上1年半未満	1年半以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上	利用者数	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上1年半未満	1年半以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
H22調査計	620 (100.0)	46 (7.4)	396 (63.9)	148 (23.9)	23 (3.7)	5 (0.8)	2 (0.3)	8 (100.0)	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
H21調査計	597 (100.0)	40 (6.7)	436 (73.0)	95 (15.9)	12 (2.0)	12 (2.0)	2 (0.3)	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

③ 育児休業制度の規定事業所

育児休業制度の規定を設けている事業所は587事業所(74.3%)で、前年調査より6.0ポイント増加している。

【 ワーク・ライフ・バランスの推進について 】

○「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」認証制度 (平成18年度～)

仕事と子育ての両立支援を推進する企業を「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」として認証し、県民や企業へ広くPRするため、県ホームページや広報誌に掲載し、両立支援取組企業の拡大を図る。

※おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)

認証企業数 平成23年8月31日現在 559社

○子育て支援企業ステップアップ事業(平成22年度～)

1 認定企業創出モデル事業

仕事と子育ての両立支援の中でも、とりわけ男性の子育て支援に取り組む企業を対象に、奨励金の交付やアドバイザーの派遣を行うことにより、両立支援のモデル企業(次世代育成支援対策推進法による認定を目指し両立支援に取り組む企業)を創出する。

仕事と子育て両立支援モデル企業

①平成22年度指定(5社)

- ・社会福祉法人 安岐の郷(国東市)
- ・社会医療法人 敬和会(大分市)
- ・株式会社 トキハインダストリー(大分市)
- ・株式会社 日豊ケアサービス(豊後高田市)
- ・株式会社 日田ビル管理センター(日田市)

②平成23年度指定(5社)

- ・株式会社 明林堂書店(別府市)
- ・フンドーキン醤油 株式会社(臼杵市)
- ・社会福祉法人 萌葱の郷(豊後大野市)
- ・医療法人 恵愛会 中村病院(別府市)
- ・社会福祉法人 太陽の家(別府市)

2 ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業

企業におけるワーク・ライフ・バランス推進のため仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対して、県が労働関係法令等に精通したアドバイザー（社会保険労務士11名登録）を派遣し、労働条件や就業規則の見直し等、雇用環境の整備についての指導や助言を行う。（15社）

3 普及・啓発事業

企業経営者や人事労務担当者、働く人など全ての県民を対象にワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催するとともに、県内企業の具体的な成功事例を載せたガイドブックを作成し、広く普及を図る。

- (1) ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催
（平成23年11月開催予定）
- (2) 情報発信（事例集等）

4 ワーク・ライフ・バランス導入支援事業【平成23年度新規】

ワーク・ライフ・バランスを導入する場合の課題把握のため県内企業の実情、ニーズや課題、成功事例等を調査し、解決策を検討する。

- ・調査対象：一般事業主行動計画策定企業等 約500社

5 ワーク・ライフ・バランス推進会議設置【平成23年度新規】

平成21年6月15日に「おおいた子育て応援共同宣言」を行った国、県、労働団体、商工団体の8者で、推進会議を設置し、ワーク・ライフ・バランス推進に関する企画情報交換を行うとともに、傘下の企業、団体への普及啓発を図る。

事前提出のあったご提言等

①子育て世代と地域社会とのつながりづくりについて

(堤委員)

- 各地域で行われている**子育てサロンの広報活動**をもっと効果的に行っていくことで、多くの子育て世代のニーズに応えられるのではないかと。
- **子育て支援センターの充実**を図ることが大切であると思う。

(大西委員)

- 父親の地域参加の促進…**学校や幼保育園の父親部設立**
- **公民館等を拠点**とした、情報交換や座談会（託児）などの更なる充実

(釘宮委員)

- 子育て世代だけではなく、地域に住む**異世代の人々が自由に参加して過ごす**ことができ、そこでの交流が、**地域での助け合いや支え合いのきっかけにつながっていくような居場所づくり**を進めていく。

(出納委員)

- 地縁、血縁のない土地で子育てを強いられているケースが多い。
- 就学すれば、PTA他適応・融和していくシステムがあるが、就学以前の子どもを持つ親に対してはそれがない。
- 孤立しやすい環境にある母親に対して、「**集う」「つながる」「支える**」システムが**必要**である。

(仲委員)

- **現在「子供会」が作れない**（人数が少ない、親達の事情）ところを多く聞きます。現に、私の地域ありません。夏休みのラジオ体操も子供会でするのでないと聞きました。働く親が多いことや、親の負担が多そうなどの理由でなかなか難しいみたいです。**子育て世代がもう少し地域と関わっていけるような場所**があればいいなと思います。
- 私は、餅つきやおみこし、盆踊りなど…、自分達ではなかなか体験させられないことを地域の先輩方と一緒に子供に伝えていければいいなと思っています。
- マンションなどになると「**地元の人しか参加できないのでは…**」とってしまったたりして参加をやめる方もいるようです。

(渡部委員)

- 校区の防災訓練が9月11日にあるのですが、全戸に声かけをした結果、様々な世代の人が参加することになりました。**防災などみんなが参加できるテーマで、まずは顔を知ることからつながりができる**と思います。
- 子育て世代は、共働きが増えているので、**土日や祝日に行事があれば参加しやすい**と思います。

(棕野委員)

- **子どもや親が地域の中で一番つながっている場所は、保育所、幼稚園、学校**ですから、そこがボランティアなど地域の方をもっと受け入れ、親たちが地域の方たちと一緒に子どものために、または（子どもたちと一緒に）地域のために、かかわりを持てるようになるといいのではないのでしょうか。義務教育前は就学・就園していない子どももいますので、現在国で立法化が準備されている幼保一体化構想にもある通り、まずは**保育所・幼稚園が就学・就園に関わらず地域の子育て家庭の支援機能をもつことが必要**です。

(姫野委員)

- 災害時、家族がばらばらになった際、**落ち合う場所を確認することが意外とな**されていない。また、津波や洪水の際、近所の高いビルへの避難が可能か疑問である。**各家庭に周知する必要**を感じる。（メディアの活用、いつでもおいでのような目印等の設置）
 - ・ワクチン等の**予防接種の説明や勉強会**の実施
 - ・**薬物乱用防止教育、性教育**の見直し
 - ・**図書への関心を高める**（コンビニ等身近なところにある本）

(山下委員)

- 北九州で、**子育て中のお母さんたちが気軽に集まれる“コミュニティレストラン”**をNPOが運営している事例があり、そういう施設・場所が1校区内に1つ以上でも増えると良いと思う。
 - ※同じ世代のお母さんたちの和がつかれる。悩みについて相談できる。
 - 子どもを遊ばせながらゆっくり食事ができる。
 - お母さんたちのサークルができ、なんらかの活動発表の場にもつながっている

(河野委員)

- 教育行政及び教育指導の重点方針の「県民総ぐるみ（学校・家庭・地域）で子どもを育てる。」に基づき、各学校では積極的に情報発信を行い、家庭や地域にいっしょにやって欲しいことを具体的に示している。
 - ※高校での取り組みの具体例
 - 1. 教育活動の公開
 - (1) **PTA総会の土曜日開催**
保護者の出席率向上、授業参観、子育て講演会、学年・学級PTA
 - (2) **文化祭や体育大会の祝日・土日開催**
保護者・家族、地域への公開
 - (3) **おおいた教育の日を中心とした学校開放**
授業および部活動の公開
 - 2. 学校への支援体制
 - (1) **環境整備活動（草刈り）（日曜日午前中）**
生徒、教職員及び父親のボランティア活動への参加
 - (2) **親父の会**
一部の高校での組織化

(土居委員)

- 地域の連携の中で「向こう三軒両隣」といった習慣として古くは社会通念として日常生活を協力して営んでいました。又は、「遠くの親戚より近くの他人」とも言うように大切な組織でした。**今年の東関東大震災の際に機能した組織は、今でも現存する町内会の『班』組織**です。**身近な仲間が防災や防犯の面からも非常に重要**です。
- 古きよき時代の組織として、子ども会や青年団・婦人会・壮年会・老人会などが社会教育活動として活発な時代がありました。今でも活発なのは、老人会組織です。少子高齢化の時代を反映しているようですが単純にそうではなく、現在のシニア世代はガキ大将集団に始まり、子ども会、青年団当等と経験してきた世代です。**コミュニティーは、身近な異年齢集団**です。この中に礼儀や伝承が生まれてくるのだと思います。私の経験からすると組織の規範や運営を学ぶ『子ども会』活動がうまく機能しなくなっています。個人的な社会体育や学習の優先順位があがり地域の子ども集団が形成されなくなっています。当然子ども会活動には、親世代も関わってきますし地域の祭事も関わってまいります。
- 子ども会活動の弱体化は、地域の防犯や共助といった基礎をなす学びの場であるのです。県内においても活発な地域もまだ残っています。言葉で『助け合い』や『絆』などを重宝に使用しますが、身近な人とのご縁を大切にしていきたいと思えます。よって、大分県において「**子ども会活動**」の推進を提案します。

(宇根谷委員)

○提案：地域の子育て支援へのメンター制度の導入

<目的>先輩のお母さんやお父さんがメンターとして、子育て中の若い親の相談に乗り、悩みや孤独感を軽減する。

<方法>地域の支援センターを中心に、シニアメンターと数名のメンターからなるチームを編成し、電話やメールで若い親にとって必要な情報を提供したり、悩みの相談に乗ったりする。

<提案理由>

1) ニーズの多様化・・・地域の子育て支援センターでは、様々な活動やイベントを開催し、支援活動の充実を図っている。ただ、見知らぬ土地に初めて来た親や様々な理由から支援センターに直接出向くことができない親もいる。従って、**対面のみならず、電話やインターネットを通して相談できる方法が必要**である。

2) 人的ネットワークの拡充・・・支援センターの人的ネットワークを広げ充実させるには、同じ世代のみならず、**異なる世代間の情報共有が不可欠**である。メンター制度では、相談を受けた親（メンティ）が子育てを終われば、今度は相談者（メンター）として相談を受ける側に回ることもでき、地域の活性化にも繋がる。

<具体的取り組み>

メンターの募集→チームの構成（シニアメンター＋メンター）→テーマの設定、活動の企画・運営→メンタリング開始（電話、メール）→反省会と今後の活動へのフィードバック

参考資料：内閣府 仕事と生活の調和推進室「仕事と生活の調和実現に向けた取組に対する表彰事例」<http://www8.cao.go.jp/wlb/research/h21torikumi/case2.html> (2011年8月25日アクセス)

②発達障がい児（者）への効果的な支援の連携について

（大西委員）

- 各種手続きの簡素化（IT化？）や市町村、療育施設等との連携
- 子ども子育て発達支援センターの設置
5歳児検診の充実（出来れば訪問型）
小中高の連携と、一貫した学校での支援体制の確立
保護者や地域への啓蒙
主に情緒障害に対応した高等学校のあり方

（出納委員）

- 支援の一番の困難な点は、保健・福祉・教育・医療・労働と多くの分野に跨った支援を必要とすること。
- 就学前、就学中、就学後にかけて切れ目のない支援と情報の共有が重要。

（堤委員）

- 小・中学校の全てに、支援学級が設けられ、専門知識を持った教師の配属をしていくようになれば良いと思う。

（土居委員）

- 大分県において特別支援の連携・支援は、近年非常に進展していると実感しています。
- しかしながら、現場での人的配置が不足しており現場の取り組みにゆだねられているのが実感です。
- 発達障がい児は、全体の約6%潜在しているといわれています。**改善策は、早期の発見、早期の対応**です。就学前の対応が必要となります。**特別支援政策を部課横道的な事業化することが予算の効率的な執行となり効果を期待することができる。**

（仲委員）

- **5歳児検診賛成**です。個性なのか、性格なのか、障がいなのか、自分ではなかなか判断しにくい。**早期発見で子供がかかった友達の話**を聞き、必要だと思いました。

（姫野委員）

- **適応障がいのある子どもの保護者への早期カウンセリング**
- スクールカウンセラー、アドバイザーの育成

（藤本委員）

- ワンストップを実現するには、どこが担うか、役所の中など公的な場で全ての方向性をつけるべきである。
現在は、施設毎や役所でも担当課や部署が**複数になっていることが問題**と思われる。
公的な役所で**あらゆる相談に対応できる窓口**をつくるべきである。

(棕野委員)

- 大分大学では障がい児の地域療育ネットワークづくりの連続講座を開いています。2回目から講演終了後にグループワークも始めました。5回の終了後に地域でのネットワークにつながっていくことを期待しています。核となるのは保健師です。2回目、テーマが「子育てを支える母子保健システムと発達臨床」で、全保健所に案内をしたにもかかわらず、保健師の方の参加が少なく、県の保健師の方はいなかったようなのが残念です。**発達障がい児の支援を保健師の仕事として位置づけ、意識づくりを早急にお願いたい**と考えています。

(山下委員)

- **地域の理解**がまず必要では、と思います。地域と学校、様々な場面で**発達障がいについて知る機会づくりと地域での支援を考える取り組み**を増やせば・・・

③幼稚園と保育所の連携について

(土居委員)

- 幼稚園と保育所の選択は、保護者の環境の違いによって異なりますが、本来すべての子どもへの最善の幸せの願いは両施設とも同様です。制度的に希望する保育所へ入所ができず、地域によっては幼稚園に就園可能な幼稚園も存在します。また、認定こども園として0歳から就学前まで発達の連続性を担保された施設の利用を上手に組み合わせると市民生活の向上とともに幼児教育・保育の幅が広がってくる。
- 幼稚園のこれまで培った幼児教育と保育所の優れた養護機能を**互いに学びあい合同研修をすることによって幼児教育・保育の質の向上が可能となる**。そのためにも**部課の横断的な事業や窓口の一本化を推進することによってより現実的になる**。
- 現在の公私幼保制度の再構築を願います。

(棕野委員)

- **幼稚園の教員と保育園の保育士と一緒に研修を受けるシステムにすればおのずと連携も進んでいく**と考えます。テーマとしてはどちらも今一番困っている発達障害の子どもへの支援がいいのではないのでしょうか。その際、事業所内保育所や認可外保育所も忘れないようにお願いします。また、職員に余裕の少ない保育所でも研修に参加しやすいように、研修時間の設定に当たっては配慮をお願いします。
- (再掲) 義務教育前は就学・就園していない子どももいますので、現在国で立法化が準備されている幼保一体化構想にもある通り、まずは**保育所・幼稚園が就学・就園に関わらず地域の子育て家庭の支援機能をもつことが必要**です。

(姫野委員)

- **公立幼稚園の2年保育の実現**

(山下委員)

- (そもそも法律が違うので・・・そこが一緒になれば)。利用者側・市民のニーズと行政・運営側の責任者やスタッフが話し合う機会はあるのですか？

④企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進について

(大西委員)

- **残業の軽減**を行なう。残業時間の買取で、PTAへの参加時間を作ったり、用事のある時に早めに退社する。企業にもメリットがあるのでは？
情報の共有促進。チームでの仕事。
勤務時間の見直し。フレックスタイムの積極的な導入
孫育て休暇や、企業トップや管理職のイクメン体験
地域との連携（学校行事等への協力）

(土居委員)

- 企業の社会的貢献として地域の人材育成の基盤としての子育て支援世代への配慮を願いたい。海外での就業プログラムを参考に生きがいのある社会の基盤のうえに企業の発展を企業理念ととらえていただきたい。**就労の効率化によって内需の拡大につながり企業の反映につながってくる**のではないのでしょうか。**企業の努力を評価する企画**を立ててほしい。

(姫野委員)

- **下に幼い兄弟のいる母親の中には、PTA参観日等、参加できない**でいる方もいる。認可保育園の保育時間は16:00であり、校区内にないため途中で退席しなくてはならないとの声もある。延長が厳しいなら、企業に父親の早退等の子育て支援の措置をお願いしたい。それにより、家庭の学校への参加率も増えるのではないだろうか。
- **県内学生の県内就職の助成**（県外での就職・結婚・育児で子育てをサポートすべき祖父母の存在がない。）

(棕野委員)

- 大分県経済同友会も県立美術館構想とも関連付けて創造都市実現の提言をしているように、今後の大分県の発展には創造性が不可欠ですが、その前提には女性も含めた多様な人材の活用と、ワークライフバランスがあります。その点についての**企業トップや若手経営者の意識改革と、中間管理職に対する実際的なノウハウの情報提供を並行して行う**ことが効果的だと考えます。例えば出産は、突然の病休などと違って、1年近くも前にわかりますから、あらかじめ育児休中の代替要員の確保など準備をすることができます。ただ、根本的には、前回も申し上げたとおり、**管理職に、ワークライフバランスの必要を感じないような、家庭責任を妻に委ねている男性だけでなく、女性の登用を進めるなど、男女共同参画施策を推進していくことが必要**だと考えます。

(山下委員)

- 個人の給与水準の考え方や、企業の人材育成、戦力となる社員づくりにも関係しますが、もし2人で行うプロジェクトを**ワークシェアを導入**し、3人ないし4人で行うことができればその分個人の時間が取りやすいと思うので、そういう方式がとれれば。・・・給与は下がるのですが

(渡部委員)

- ここ数年で私の会社でも産休・育休を取る人が増えました。
- その中で、ワーク・ライフ・バランスについても、理解が広がっていると感じます。

「数は力」といいますが、小さな声でもまとまれば大きな声になります。

- まずは、**産休・育休を取る人が増えるところから制度を整えるべき**と考えます。

(外山恵美子委員)

- **子育て世代の“起業”に向けた支援充実。**大分県と当中央会や商工会議所、商工会等とも連携し、起業支援に向けたセミナー開催や、事例集を通じた告知等を実施していきたい。既存の企業に雇用されるだけでなく、自らが求める業務・業種での就業の場を創出し、就業場所や時間帯についてフレキシブルに対応できるスタイルの就業が可能となる。
- **事業所内託児所の設置促進。**また、中小企業組合における福利厚生事業の一環としての**組合による託児所設置の促進。**
- **幼稚園や保育所、学校での働く母親のフォロー強化。**就労母親世代にとって、身近で網羅性があり、話を聴くことができる機関は、幼稚園・保育所・学校であることが多い。

※当中央会としては、「民間企業協働型子育て支援事業『おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）』」を大分県より受託実施中である。認証申請のPRや、一般事業主行動計画策定の支援に取り組んでいる。

この事業主からのヒアリングにおいて、以下のような事例が見受けられた。

[優良事例紹介]

- 男性の育児休暇取得促進に向けた社内説明会の開催
- 育児休業期間中の代替要員の確保
- 従業員が地域活動に参加する際の優先的休暇の付与・配慮
- 育児休業後の復職に向けて、分煙化等の事務所環境整備

(橋本委員)

- 仕事を家庭に持ち帰っては、生活を楽しめません。個人情報保護法が施行され、資料の持ち出しが禁止となり、物理的には不可能になりましたが、精神的には、仕事上の悩みを抱えていることがあります。又、生活上の悩みがあれば、意欲を持って仕事をすることが出来ません。
- 仕事と生活を調和する為には、職場でも、家庭でも、**あらゆる場面で相手を理解し、又、自分を理解してもらう努力が必要**です。
 1. **子どもが、親の職場を見学する機会**を設ける。
 2. **労働時間等の課題について、社員と会社がよく話し合う機会**を設ける。
 3. 各給付金額は、以下の通りです。ご検討下さい。
 - (1) 産前産後休業期間(産前42日、産後56日)の賃金
一般の民間会社は、産前産後休業中は、賃金を支払いません。出産のため休業し、お給料が支払われない場合は、健康保険から出産手当金が支払われます。出産手当金は、1日につき、お給料(標準報酬日額)の3分の2です。
 - (2) 育児休業期間(産後休業後、子が原則1歳に達する日まで)の賃金
一般の民間会社は、育児休業期間中は、賃金を支払いません。
雇用保険に加入していて、育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が、12ヵ月以上ある場合は、育児休業給付金を請求できます。
育児休業給付金は、賃金日額(休業開始前6ヵ月の賃金÷180)×支給日数×50%です。

その他（議論の進め方）

（大村委員）

- 第1回で意見として出されたと思いますが、いくつかのグループに分かれてグループ討議という形をどこかでとって頂けると、もっと意見も出て話しやすいのではないかと考えます。

23年度 第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議 主なご意見

○地域における子育て支援

- ・大震災をきっかけに、子育て中の親も地域との関わり的重要性を感じ始めている。この機会に様々な施策をすすめるべき。
- ・子どもがなんとなく集まって安全に遊べる場所が少ない。エネルギーがたまっているのにゲームをしているのは心配。
- ・専業主婦だけでなく、働いている女性も、地域での子育て支援を必要としている。土日に子育てサロン等を開くなど、地域と子育て世代との接触を増やす取組が必要。
- ・高齢出産等により、20代から40代まで母親の年齢がばらばら。同世代の母親同士の交流、友達づくりの場の提供が必要。
- ・小さい子どもがいると家をなかなか離れることができない。こちらから出向いて、家から近いところで「身近だけれど知らない人」に相談できると良い。
- ・支援を必要としている人をどのように見つけていくかが課題。
- ・市町村によって子育て支援策に温度差がある。市町村（大分市以外）では福祉専門職採用がないため体制が脆弱。

○保育所、幼稚園

- ・幼稚園、保育所を別々に考えるのではなく、地域の資源として、質の高い保育、幼児教育が保証されるよう、うまく活用すべき。
- ・仕事を一旦やめると保育所に預けるハードルが高くなる。4月が入所しやすいため、保育所にあわせて休みを切り上げる人がいる実態がある。望む人がいつでも保育所に入ることができるようになると良い。
- ・待機児童の解消や病児保育など保育サービスの充実が必要。
- ・保育士が休みが取りにくく、余裕がないように感じる。

○教育との連携

- ・今の子ども・家庭は、社会や文化と関わり、体験する機会が減っている。
- ・学校、公民館等を活用した子育て支援を充実すべき。
- ・中高校期など、ライフステージごとにワーク・ライフ・バランスの意識を高めてはどうか。
- ・パパの子育て応援マンガ本は、意外と中学生に好評だった。
- ・PTAを変えたいが母親達がそうさせない。もっと楽しく、いろいろなことができる雰囲気があると良い。OBクラブがあるところもある。
- ・スクールカウンセラーの相談で追い詰められるようなことを言われたと聞く。行政や学校と相談者との間に先輩母親のような橋渡し役の存在が必要。

○ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・厳しい経済状況の中、WLBの取組は難しい状況がある。また、休みをとりづらい雰囲気も依然として多い。
- ・父親が出産日に休みを取ろうとしたら、上司から「今まで出産で休みをとった男性などいない」などと言われた。夏休みもとることが難しい。
- ・職場のメンタルヘルス事業で、仕事と家事、育児の両立の相談を受けることが多くなった。職場へのカウンセラー派遣がもっと増えると良い。
- ・子育てをライフワークとして楽しむようになると良い。低年齢から子育てに関わることが大切。
- ・女性が企業に雇われるのではなく、自ら起業して、仕事も子育ても充実させようと創業の相談を受けるケースがある。そういった女性起業家の支援ができれば良いと思う。
- ・大学では授業参観のための有給休暇を設けている。
- ・WLBの推進はなかなか難しいが、環境づくりのため労使ともに知恵を出す必要がある。

○ワンストップ、発達障がい

- ・社会的養護に関して内閣府、厚労省など縦割りの事業が多いが、現場では同じなので、事業仕分けなども必要。相談者を動かさず、ワンストップで対応できるようにしてほしい。
- ・発達障がいの子どもを持つ親としてワンストップの必要性を痛感している。
- ・ニートや就労できない方の中には発達障がいを持つ人が多い。障がいを早い段階からサポートする、一貫したセーフティネットワークが必要。
- ・発達障がい等の早期発見・早期対応のためにも、5歳児健診をもっと拡充するべき。

○男性の子育て参画の推進

- ・父親が横断歩道に立つ姿を目にする等、父親の参画は進んでいる実感がある。
- ・PTA活動（朝の登園指導など）に参加しやすい環境づくりが必要。
- ・朝30分でも早く起きて、読み聞かせなど時間を作ることもアイデアの一つ。
- ・「おやじ」とは、子育てをやりつつ地域のことにとも関わる人。30代の父親は子育ての意識が高い。活動に巻き込んでいくと自然に地域のことに関わるようになるのではないか。

○社会的養護・いつでも子育てほっとライン

- ・子育ての相談例については、メディア等を活用して広く情報提供すべき。ひとつの相談の後ろには、たくさんの相談したい人がいる。
- ・父親からの相談や、ワーク・ライフ・バランスについての相談などどれくらいあるのか。
- ・仕事をしている母親からの相談はどこで受けるのか。
- ・自身の「親の像」を持ってないまま親になっている人が増えており、育児不安や虐待につながっている。
- ・父子家庭へのサポート（女兒の思春期等）も必要。

○健康

- ・不妊治療の負担を軽減してほしい。
- ・子どもの病気に24時間対応できるので助かっている。
- ・子どもが生まれる前から適時適切な情報提供を行うヘルシースタート、ペリネイタルビジット事業を推進すべき。
- ・大分では人工妊娠中絶が全国でも上位。命や性に関することを伝えることのできる人を増やしたい。

○その他

- ・県立美術館の構想づくり等に、子ども・女性等を参画させるべき。創造的な人材育成の面でも効果がある。